

公募に関する公告

下記のとおり、公募に付します。

記

1. 公募に付する事項

合同宿舍千鳥住宅敷地の一部について「駐車場等」として使用する者の募集について

2. 公募に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号) 第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国税及び地方税を完納していること。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立をしていないこと、かつ、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立をしていない者であること。
- (5) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)ではないこと。
- (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (10) 暴力団又は暴力団員及び(6)から(9)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (11) 下記 3. の応募申込を行い、その審査に合格した者であること。

3. 応募申込

公募に参加を希望する者は、公募要項及び申込書類を財務省中国財務局ホームページ「<https://lfb.mof.go.jp/chugoku/>」から入手し、必要事項を記入の上、受付期間内に応募申込を行うこと。

(1) 申込方法

持参若しくは郵便(配達証明郵便等の記録が残るものに限る)による。

(2) 受付場所

岡山県倉敷市水島北幸町 2 番 2 号

中国財務局岡山財務事務所倉敷出張所管財課 事務室

(3) 受付期間

令和 8 年 8 月 13 日(木曜日) から令和 8 年 8 月 28 日(金曜日)

9 時から 12 時まで及び 13 時から 17 時まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く)

(受付は、持参の場合は 17 時まで、郵送の場合は受付期間最終日の到達分まで。)

4. 申込書の無効

本公告に示した公募に参加する者に必要な資格のない者が提出した申込書は無効とする。

以上、公告する。

令和 8 年 8 月 13 日

中国財務局岡山財務事務所

倉敷出張所長 矢延 賢之